

駐車禁止等除外標章（緊急往診車用）の 申請案内

令和 6 年 8 月版

本資料について

本資料は、令和7年用「駐車禁止等除外標章（緊急往診車用）」の申請（継続・新規）に必要な内容を記載したものです（警視庁確認済）。

【注意①】電子車検証（コピー）の取扱いについて **昨年と取扱いが変わったので注意！**

令和5年1月より交付が始まった電子車検証は基礎的情報のみの記載になっている為、従来の車検証と同じ項目の確認が困難です。
そのため、電子車検証の場合、**車検証と一緒に交付される自動車検査証記録事項のコピーを必ずご提出**くださいますようお願い申し上げます。
自動車検査証記録事項のコピーのみの提出でも問題ありません。（電子車検証のコピーのみは不可）

【注意②】車検証・運転免許証の有効期間について

★車検証・運転免許証の有効期間／期限が**令和6年10月末までに切れる場合には、更新後にご申請ください。**

★車検証・運転免許証の有効期間／期限が**令和6年11月～12月末に切れる場合には、**

①車検証：車検証の備考欄に「**継続検査中**」または「**継続検査予定**」と記入し、申請ください。
検査完了後、速やかに新たな車検証のコピーを地区医師会経由で都医へ提出してください。

②運転免許証：コピー余白に「**更新手続き中**」または「**更新手続き予定**」と記入し、申請ください。
更新手続き後、速やかに新たな運転免許証のコピーを地区医師会経由で都医へ提出してください。

車検証		運転免許証	
品川 123 あ 1234	型式	品川 123 あ 1234	型式
所有者の氏名又は名称	所有者の住所	所有者の氏名又は名称	所有者の住所
医療法人社団 駐善会	東京都千代田区神田駿河台 2-5	品川 123 あ 1234	東京都千代田区神田駿河台 2-5
検査の有効期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
継続検査予定		更新手続き予定	

申請に必要な書類

- ① 申請書
 - ② 車検証のコピー
 - ③ 運転免許証のコピー
 - ④ 申請者の医療施設の開設届控えのコピー
 - ⑤ 駐車場の確認書類
 - ⑥ 緊急往診の実績一覧【ある場合】
- ※詳細は、各ページをご参照ください。

いずれの書類も
**A4サイズ・
片面コピーで
ご提出ください**

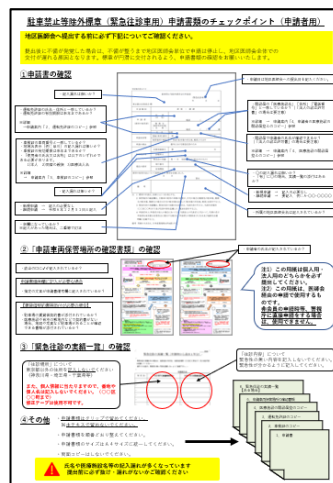
問い合わせについて

本資料をご参照いただいたうえで、下記までご連絡ください。

（公社）東京都医師会 医療支援課 直通 03-3294-8831

※各地区医師会への提出に関する問合せは、
ご所属の地区医師会へお問い合わせください。

提出時の確認



駐車禁止等除外標章（緊急往診車用）申請書類のチェックポイント（申請書用）

1. 申請書の確認

2. 「申請書添付書類の提出状況」の確認

3. 「緊急往診の実績一覧」の確認

4. 申請書の提出

ご提出の際には、本資料および「**申請書類のチェックポイント**」（別紙）により**不備が無いことを確認したうえで、ご提出ください。**
提出後に不備が発覚した場合は、**不備が整うまで地区医師会単位で申請は停止し、地区医師会全体での交付が遅れる原因となります。**
標章が円滑に交付されますよう、申請書類のご確認につきまして、ご協力よろしくお願いいたします。

申請に関するQ&A

No.	質 問 内 容	回 答
1	非会員も医師会経由の申請はできるか？	できません。 医療施設の開設者が会員でも、申請者が非会員の場合は、医師会経由の申請はできません。 警視庁で直接申請を行ってください。 ●申請先：警視庁 交通部 駐車対策課 駐車対策第一係 電話：03-3581-4321 また、地区医師会のみ入会し、東京都医師会には入会していない場合も申請はできません。 <u>※非会員の申請時等、警視庁に直接申請をする場合は、「5. 申請車両保管場所の確認書類」の用紙の使用はできません。</u>
2	同じ医療施設内で、1台の車に対し、複数の会員の申請をすることはできるか？	できます。（原則は1名です） 申請者ごとに「申請書」「運転免許証コピー」「在職証明書」「緊急往診の実績一覧」が必要です。「車検証コピー」「開設届の控えコピー」は1枚（共通）で構いません。 「申請車両保管場所の確認書類」は、医療施設に常駐し通勤には使用していない場合など共通の内容の場合は、1枚で可。申請者によって状況が異なる場合は、それぞれご用意ください。 1台分の申請書類を1セットにしてクリップで留めて提出してください。 標章は1枚交付され、使用者の欄には、連名で使用者名が記載されます。 参照：P.20
3	1名の会員が複数の車の申請をすることはできるか？	基本的にはできません。1名につき1台のみ申請できます。
4	医師以外が代理運転する申請はできるか？	申請者が運転免許証を所有していない場合、代理運転の申請が可能です。 <u>代理の運転者は、申請者の医療施設の看護師で、緊急往診時に医師に同行する者であれば申請可能です</u>（※事務員など、看護師以外は不可です）。 申請には通常の申請書類に加え、「代理の運転者の在職証明書」「運転免許証のコピー」が必要です。また、申請書の備考欄に「<u>代理運転による申請</u>」と記入ください。 ※申請書には、申請する医師本人の氏名や住所を記入ください。 ※医師会を通さず、直接警視庁へ申請する場合は「申請者の医師免許証コピー」、 「代理運転者の看護師免許証コピー」が必要となります。 参照：P.20

申請に関するQ&A

No.	質 問 内 容	回 答
5	継続申請とは？	令和6年用除外標章の交付を受けており、令和7年用も引き続き交付を希望する者（東京都医師会員） ※前年度まで警視庁に直接申請していたが、今年度から医師会経由で申請する場合も「継続」扱いとなります（発行番号を記入ください）。
6	新規申請とは？	令和6年用除外標章の交付を受けておらず、令和7年用の交付を希望する者（東京都医師会員）
7	令和6年（今年度）の申請は医師会経由でできますか？	できますが、医師会を通すと申請に時間がかかってしまうため、お急ぎであれば警視庁へ直接申請ください。 令和6年度（今年度）と令和7年度（次年度）を同時に申請する場合、次年度は「 <u>継続</u> 」扱いとなります。
8	前年度までの申請内容から、一部内容が変わったが、扱いは新規か？継続か？（例：医療施設住所や車両番号、駐車場など）	「 <u>継続</u> 」の扱いとなります。 変更した箇所を申請書の備考欄に記入ください。 ※申請者（運転者）が変更となった場合は「 <u>新規</u> 」の扱いとなります。
9	以前交付されていたことがあるが、ブランクがある会員について、令和7年用の申請をしたいが、扱いは新規か？継続か？	「 <u>新規</u> 」の扱いとなります。 ※以前交付されていた標章の発行番号が判る場合は、申請書の「現在の標章」の発行番号欄に記入してください。 以前に交付を受けていたが、発行番号が判らない場合は、「発行番号」欄は記入不要です。

1. 申請書

申請書は警視庁のウェブサイトからもダウンロード可能です
「警視庁」→「手続き」→「交通に関するもの」→「申請様式一覧」→「駐車禁止等除外標章」
→ 駐車禁止等除外標章交付申請書（緊急往診車用）（別記様式第4の2）
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/application/chusya_jogai.files/style02.pdf

①申請種別

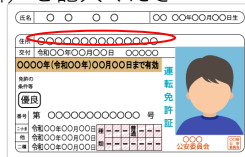
新規・継続のどちらかに○をつけてください

②申請日

地区医師会への提出日を記入ください。

③住所（自宅）

申請医師の住所（運転免許証の住所）を記入ください

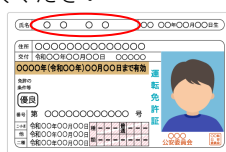


④自宅の電話番号

記入漏れ注意

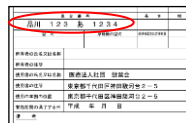
⑥氏名

申請医師の運転免許証の氏名を記入ください



⑦登録（車両）番号

車検証の車両番号を記入ください



※地域名表示（例：品川）も漏れなく記入

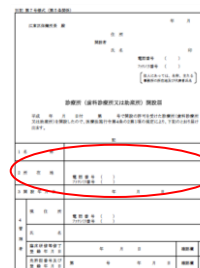
■転居している場合

免許証裏面：備考欄に記載されている転居後の住所を記入してください



転居後の住所の記載が無い場合は、警察署にて免許証の住所変更手続きを行ってから申請してください

⑤勤務先（病院等所在地・名称・電話番号）



申請医療施設の「開設届の控え」に記載されている住所・名称・電話番号を記入してください
医療法人立の場合は、法人名も記入してください

開設届の住所や名称が実際と異なる場合や、開設届の控えが無い場合の記入方法は、「4. 申請者の医療施設の開設届控えのコピー」の頁を参照

⑧医師免許等

■医籍登録番号

申請者の医籍登録番号を記入してください

■診療科目

申請者の主な診療科目を記入してください

■緊急往診の実績

過去1年（申請時より1年）での実績がある場合は「有」に○をつけ、実績一覧を添付してください
※詳細は、「6. 緊急往診の実績一覧」の頁を参照

別記様式第4の2

駐車禁止等除外標章交付申請書
（緊急往診車用）
年 月 日

東京都公安委員会 殿

申請種別	新規・継続	
申請者 （標準の使用者）	住所 （自宅）	電話（ ） 番
	勤務先 （病院等所在地・名称）	電話（ ） 番
	氏名	医師
申請車両等	登録（車両）番号	第 号
	保管場所の確認	別添「駐車場の所在地、略図」のとおり
申請の理由	都内における緊急往診のため	
医師免許等	医籍登録番号	第 号
	診療科目	
現在の標章	緊急診の実績	無・有 別添のとおり（過去1年のもの）
	発行番号	継続申請のみ記入（新規は無記入）
	有効期限	

標準の使用方法について説明を受け、標準を受領しました。
年 何月何日 署名

備考

⑨現在の標章の情報

継続申請のみ記入（新規申請の場合は無記入）
■発行番号 → 現在の標章の発行番号を記入
例：A-〇〇-〇〇〇〇
■有効期限 → 令和6年12月31日と記入
※標章の表記どおりに記入してください

⑩署名欄

何も記入しないでください
誤って記入した場合は二重線で消してください

⑪地区医師会名の記入

備考欄の右下に所属の地区医師会名を記入してください
（地区医師会名のスタンプでも可）

1. 申請書 Q&A

No.	質 問 内 容	回 答
1	令和6年用の標章は申請しなかったが、過去に標章の交付を受けたことがあり、標章の発行番号が分かる場合は記入が必要か？ (申請に関するQ & A No.9と同じ。扱いは「新規」)	以前交付されていた標章の発行番号が判る場合は、申請書の「現在の標章」の発行番号欄に記入してください。 以前に交付を受けていたが、発行番号が判らない場合は、「発行番号」欄は記入不要です。
2	申請時点から12月末(年内)までに届出内容に変更がある場合、どのように申請したらよいか？ (例)車を買替え予定、引っ越し予定	現在の内容では申請できません。 車検証や運転免許証を変更後に申請ください。 ※年末間際の申請となる場合、翌年1月からの使用に間に合わない可能性がございます。 お急ぎの場合は、直接警視庁へ申請ください。
3	書類の記入ミスをした場合、修正印は必要か？	修正印は不要です。二重線を引いて修正ください。 ※修正テープは使用しないでください。

2. 車検証のコピー

車検証のコピーについて、下記3点についての確認が必要です

①使用者の氏名又は名称、②使用の本拠の位置、③有効期間の満了する日

車検証 見本		車台番号	長さ	幅
		23 あ 1234		
型式		原動機の型式	総排気量又は総重量	色
所有者の氏名又は名称				
所有者の住所				
使用者の氏名又は名称		医療法人社団 駐禁会		
使用者の住所		東京都千代田区神田駿河台2-5		
使用の本拠の位置		東京都千代田区神田駿河台2-5		
有効期間の満了する日		平成 年 月 日		
備 考				

①使用者の氏名又は名称

申請できる車両は原則、車検証の「使用者の氏名又は名称」が、以下1)～3)のものです

- 1) **申請者本人**の場合 → 申請書の「**申請者氏名**」と同じであることを確認
- 2) **医療法人名**の場合 → 申請書の「**勤務先**」と同じであることを確認
- 3) **同居の親族**の場合 → 車検証の「**使用者の住所**」が申請者の「**自宅住所**」と同じであることを確認

↓

上記1)～3)以外の場合、Q & A (No 1) を参照

車検証見本	
使用者の氏名又は名称	医療法人社団 駐禁会
使用者の住所	東京都千代田区神田駿河台2-5
使用の本拠の位置	東京都千代田区神田駿河台2-5
有効期間の満了する日	平成 年 月 日

②使用の本拠の位置

申請できる車両は原則、車検証の「使用の本拠の位置」が、以下1)～2)のものです。

- 1) **医療施設の住所**の場合 → 申請書の「**勤務先**」と同じであることを確認
- 2) **申請者の自宅の住所**の場合 → 申請書の「**自宅住所**」と同じであることを確認

↓

上記1), 2)以外の場合、Q & A (No 3) を参照

③有効期間の満了する日

車検証の「有効期間の満了する日」が「令和7年1月1日」以降であることを確認

★車検証の有効期間が令和6年10月末までに切れる場合には、**更新後にご申請ください。**

★車検証の有効期間が令和6年11月～12月末に切れる場合には、
車検証の備考欄に「**継続検査中**」または「**継続検査予定**」と記入し、申請ください。
検査完了後、速やかに新たな車検証のコピーを地区医師会経由で都医へ提出してください。

別記様式第4の2

駐車禁止等除外標章交付申請書		緊急往診車用) 年 月 日
東京都公安委員会 殿		
申請種別	新規・継続	
申請者 (標準の使用者)	住所 (自宅)	電話 () 番
	勤務先 (病院等所在地) 名称	電話 () 番
	氏名	医師
申請車両等	登録(車両)番号	第 号
	保管場所の確認	別添「駐車場の所在地、略図」のとおり
申請の理由	都内における緊急往診のため	
医師免許等	医籍登録番号	第 号
	診療科目	
	緊急診の実績	無・有 別添のとおり(過去1年のもの)
現在の標章	発行番号	
	有効期限	
標章の使用方法について説明を受け、標章を受領しました。 年 月 日 署名		
備 考		

●電子車検証について● (昨年と取扱いが変わったのでご注意ください)

令和5年1月より交付が始まった電子車検証は基礎的情報のみの記載になっている為、従来の車検証と同じ項目の確認が困難です。
そのため、**電子車検証の場合、車検証と一緒に交付される自動車検査証記録事項のコピーを必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。**
自動車検査証記録事項のコピーのみの提出でも問題ありません。(電子車検証のコピーのみの提出は不可です。)



2. 車検証のコピー Q&A

No.	質 問 内 容	回 答
1	①使用者の氏名又は名称について 車検証の「使用者の氏名又は名称」が下記の原則1)～3)とは異なる場合は申請できるか？ 原則：1) 申請者本人、2) 医療法人名、3) 同居の親族	内容により申請できる場合があります。 ① <u>原則とは異なる名義の車で申請する必要がある理由を明記した説明書(A 4 サイズ)と、</u> ② <u>車検証の「使用者」が、申請者が緊急往診で申請車両を使用することを認めている旨の書面をご提出ください（許可印は不要です）。</u> ※審査により、内容によっては交付の対象外となる場合もあります。 ※「5.申請車両保管場所の確認書類」は「該当なし」にチェックを入れて提出ください。 例) 使用者の名称＝「申請者が運営する会社名」 → ① <u>会社と申請者の関係を明記した説明書（A 4 サイズ）</u> 例：「車検証の使用者『株式会社〇〇』は、申請者が経営している会社です。」 ② <u>会社の代表者名で、申請者に緊急往診で申請車両を使用することを認めている旨の書面（A 4）</u> 例：「私は、申請車両（品川000あ0000）を申請者〇〇〇〇が緊急往診に使用することを許可しています。 〇年〇月〇日 株式会社〇〇 代表〇〇〇〇」
2	②使用の本拠の位置について 「使用の本拠の位置」が「***」と表記されており、確認できない	「***」は「同上」と同じ意味です。
3	②使用の本拠の位置について 車検証の「使用の本拠の位置」が、下記の原則1)、2)と異なる場合は申請できるか？ 原則：1) 医療施設の住所 2) 申請者の自宅の住所	内容により申請できる場合があります。 以下3点をまとめた説明書(A 4)を添付してください。 (1) 車検証「使用の本拠の位置」が医療施設・自宅のいずれでもない理由 (2) 申請車両を通勤に使用しているか？ (3) 緊急往診時、どのように対応するのか？ ※審査により、内容によっては交付の対象外となる場合もあります。 ※「5.申請車両保管場所の確認書類」は「該当なし」にチェックを入れて提出ください。 対象外となる例) ⇒車検証の書き換えが必要であるにもかかわらず、まだ書き換えていない場合

2. 車検証のコピー Q&A

No.	質 問 内 容	回 答
4	電子車検証について  昨年と取扱いが変わったので注意！	令和5年1月より交付が始まった電子車検証は基礎的情報のみの記載になっている為、従来の車検証と同じ項目の確認が困難です。そのため、 電子車検証の場合、車検証と一緒に交付される自動車検査証記録事項のコピーを必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。 自動車検査証記録事項のコピーのみの提出でも問題ありません。 (電子車検証のコピーのみの提出は不可です。)
5	有効期間が令和6年中に満了する車検証の取扱いは？	<u>令和6年10月末までが有効期間のもの</u> → 検査が完了してからご申請をお願いいたします。 <u>令和6年11月～12月末までが有効期間のもの</u> →用紙の余白に「 継続検査中 」または「 継続検査予定 」と記載し、提出してください。 検査終了次第、速やかに更新した車検証のコピーを地区医師会経由で都医へ提出ください。
6	リース車でも申請はできるか？	できます。 ※カーシェアでの申請は不可です。
7	バイクでの申請はできるか？	できます。 車検証または軽自動車届出済証を提出ください。
8	車両番号が都外でも問題ないか？	医療機関が都内であれば問題ございません。

3. 運転免許証のコピー

※A 4 サイズの紙にコピーしてください
※両面コピーはしないでください

[illegible]

①氏名

申請書の「氏名」と同じ名前である事を確認してください

代理運転の場合

申請者が運転免許証を所有していない場合、代理運転の申請が可能です

代理の運転者は、申請者の医療施設の看護師で、緊急往診時に医師に同行する者であれば申請可能です。

※看護師以外は不可です。

申請には代理の運転者の以下書類が必要です。

(1)代理運転者の在職証明書
(2) 〃 運転免許証

※申請書の氏名や住所は、申請者本人（医師）のものを記載ください
また申請書の備考欄に「代理運転による申請」と記入してください

②住所

申請書「住所（自宅）」と同じ住所であることを確認してください

異なる場合

・転居している場合 → 警察署等にて運転免許証の住所変更手続きを行い、
運転免許証の表面と移転後の住所が記載された裏面の
備考欄のコピー（A4）を添付してください

※両面コピー不可（片面コピーで提出してください）

※「変更手続き予定」としては申請出来ません

備考

発行番号 00 区 00 11-22-33 (重要公印)

見本

この欄には、国公安委員会が定める審査を記入することができます。

③**有效期限**

「令和7年1月1日」以降であることを確認してください。

★運転免許証の有効期限が令和6年10月末までに切れる場合には、更新後にご申請ください。

★運転免許証の有効期限が令和6年11月～12月末に切れる場合には、
コピー余白に「**更新手続き中**」または「**更新手続き予定**」と記入し、申請ください。
更新手続き後、速やかに新たな運転免許証のコピーを地区医師会経由で都医へ提出してください。

〈A4用紙に印刷〉

[illegible]

更新手続き予定

3. 運転免許証のコピー Q&A

No.	質 問 内 容	回 答
1	②住所について 転居をしているため、警察署にて運転免許証の住所変更手続きをする予定だが、提出期限に間に合わない場合は、「変更手続き予定」と 余白に記入して申請することはできるか？	「変更手続き予定」では申請できません。 警察署または免許センターにて、速やかに運転免許証の住所変更手続きを行い、変更手続き終了後に運転免許証の表面と裏面備考欄のコピーを添えて申請してください。
2	有効期限が令和6年中の免許証の取扱いは？	●令和6年10月末までが有効期限のもの →更新してからご申請をお願いいたします。 ●令和6年11月～12月末までが有効期限のもの →用紙の余白に「更新手続き中」または「更新手続き予定」と記入し、提出してください。 更新手続き終了次第、速やかに更新した運転免許証のコピーを地区医師会経由で都医へ提出してください。

4. 医療施設の開設届控えのコピー

下記3点について確認します

- A. **医療施設の名称** (実在するの?) B. **医療施設の所在地** (実在するの?) C. **申請者名** (在職しているか?)

A～Cを確認する書類として
「開設届(開設許可書)控え」の写しを
添付(※A～Cを証明できる部分のみ)

--- 注意 ---
「法人の設立許可書」ではありません
※「法人の設立許可書」の場合は、
A～Cが満たされていない場合があります
詳細はQ & Aを参照ください

別紙 第7号様式(第5号関係)

開設届の控え

住所 氏名 電話番号

診療所(歯科診療所又は助産所) 開設者

平成 年 月 日付 第 号で開設の許可を受けた診療所(歯科診療所又は助産所)を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 名称

2 所在地 電話番号 () ファクシミリ番号 ()

3 開設年月日 年 月 日

4 現住所 電話番号 () ファクシミリ番号 ()

氏名

5 臨床研修等修了 年 月 日 確認欄

6 免許取得年月日 年 月 日 確認欄

7 免許取得番号及び登録年月日 第 号 年 月 日 確認欄

申請書

駐車禁止等除外標章交付申請書 (緊急往診車用)

平成 年 月 日

委員会 新 規 ・ 継 続

住所 (自宅) 電話番号 ()

勤務先 (病院等所在地) (在 宅)

氏名 医師 番号

登録(車両)番号 第 号

申請書同等 保管場所の確認 別添「駐車場の所在地、範囲」のとおり

申請理由 都内における緊急往診のため

医師免許等 医師登録番号 第 号

診療科目

緊急往診の実施 無 効 (別添のとおり(添付印刷のもの))

A. 医療機関の名称
B. 医療機関の所在地 が
申請書の内容と一致しているか確認 (実在の証明)

C. 管理者の氏名 が
申請書の内容と一致しているか確認 (在職の証明)

※開設届の全ページのコピーは必要ありません 必要ページのみをコピーしてください
※A4サイズの紙にコピーしてください (A～Cを証明できる部分)
※両面コピー不可 (片面コピーで提出してください)

■医療施設の名称・所在地が申請書の内容と一致しない場合

- ① **名称・住所を変更している場合等**
→変更後の名称・住所等が確認できる
「開設認可の変更届」の控えを
添付してください

電 話 番 号 ()
ファクシミリ番号 ()
【 個人にあっては、氏名、住所、事業所の所在地及び代表者の氏名 】

診療所(歯科診療所又は助産所) 開設許可(届出) 事項一部変更届

開設許可(届出) 事項を変更したため、医療法施行令第4条第1項、第3項又は第4条第1項第2号の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 氏 名	姓	名
2 開 診 の 場 所	実用部位	
電話番号 ()	ファクシミリ番号 ()	
3 開設許可(届出) 年月日及び番号	年 月 日 第 号	

- ② **その他「開設認可の変更届」が無い、「地番変更」等があった場合**
→申請書の備考欄もしくは別の用紙(A4サイズ)に、
名称・所在地が申請書と一致しない理由を記載してください
(記載例) 区画整理により医院の住所の地番が変更されているため
開設届の住所と異なります

■管理者の氏名が申請書の内容と一致しない場合

- ① **申請者が管理者では無い場合**
→開設届の項目「診療に従事する医師の氏名」欄に
申請者名があれば、該当部分を添付
又は、開設者又は管理者(開設届等に記載されている)が発行する
申請者の在職証明書(別紙)を添付する
※**公的な書類で氏名の確認ができない方は、
在職証明書の発行者として認められません**

6 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科名、診療日時及び医師の登録事項

氏 名	担当診療科名	診療日時	医 療 法 第 二 項 第 三 条 第 一 項 第 一 号 第 一 号		備考欄
			登録年月日	登録年月日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	

在職証明書

氏 名	
職 名	
所 属	

20 年 月 日 発行者 氏名 印

- ② **管理者が交代している場合**
→開設届の変更届の控えを添付

電 話 番 号 ()
ファクシミリ番号 ()
【 個人にあっては、氏名、住所、事業所の所在地及び代表者の氏名 】

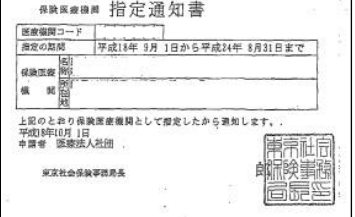
診療所(歯科診療所又は助産所) 開設許可(届出) 事項一部変更届

開設許可(届出) 事項を変更したため、医療法施行令第4条第1項、第3項又は第4条第1項第2号の規定により、下記のとおり届け出ます。

氏 名	姓	名
開 診 の 場 所	実用部位	
電話番号 ()	ファクシミリ番号 ()	
3 開設許可(届出) 年月日及び番号	年 月 日 第 号	

在職証明書は添付の用紙を
ご活用ください
(押印は不要です)

4. 医療施設の開設届控えのコピー Q & A

No.	質 問 内 容	回 答
1	「開設届（開設許可書）控え」が手元に無い場合は？	下記の方法で〔A.医療施設の名称 B.医療施設の所在地 C.申請者〕を証明することも可能です。 1.「医療施設の証明書」（保健所長発行）写しを添付 → 地域の保健所で発行可能です 2.「保険医療機関 指定通知書」（関東信越厚生局発行）写し （指定の期間の末日が令和7（平成37）年1月1日以降であるもの）を添付  3.その他 保健所等、行政の発行する書類で、 〔A.医療施設の名称 B.医療施設の所在地 C.申請者〕を証明できるもの →例：履歴事項全部証明書等 ※1つの書類でA～Cが満たされない場合、複数の書類を組み合わせることも可能 ※審査の結果、書類内容によっては、許可されない場合もあります。 参照：P.21
2	「法人の設立許可書」の控えで申請することはできるか？	〔A.医療施設の名称 B.医療施設の所在地 C.申請者〕の確認が出来ない書類では申請はできません。 「法人の設立許可書」は、あくまでも「法人」の設立を許可するものであり、それだけでは、A.医療施設の名称 B.医療施設の所在地 C.申請者 の確認ができない場合があります。 その場合は、A～Cを確認出来る書類を組み合わせ申請してください。

5. 申請車両保管場所の確認書類

申請車両保管場所の確認書類については、車検証の使用者・使用の本拠の位置と駐車場の位置や通勤方法によって、提出する内容が異なります。この用紙は、医師会経由の申請で使用するものです。
非会員の申請時等、警視庁に直接申請をする場合は、使用できません。

車検証の「使用者の氏名又は名称」欄確認

車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている名義が、個人名義（申請者本人または同居の親族）、法人名義（医療機関を開設している法人）のどちらかを確認。
それによって使用していただく用紙が異なります

番 号		番 号 定 員	
車 台 番 号		車 台	
品 川 1 2 3 奥 1 2 3 4			
型 式		座席数の型式	
所有者の氏名又は名称		所有者又は役員	
所有者の住所又は名称		所有者又は役員	
使用者の氏名又は名称		使用者の氏名又は名称	
使用者の住所		使用者の住所	
使用の本拠の場所		使用の本拠の場所	
平成 24 年 5 月 30 日		平成 24 年 5 月 30 日	

個人名義

法人名義

申請者氏名
必ず申請者の氏名を記入

駐車場の賃貸借契約書が必要の場合

■申請車両の賃貸借契約書のコピーを添付してください。

■賃貸借契約書に記載されている契約期間が過去の日付になっているが、自動更新している場合は、その旨を賃貸借契約書（コピー）の余白に記入してください。
例「自動更新しています。」

■賃貸借契約書に車両番号が記載されている場合、申請車両と一致している必要があります。車両が変更になっている場合は、その旨余白に記入してください。
例「車両番号は〇〇に変更しています。」

■医療施設の敷地内などで賃貸借契約書がない場合は、駐車場の場所を示す地図（自作不可）と医療施設の駐車場と確認できる図面や写真等の書類の両方が必要です。

※ 別紙添付の場合はA 4 サイズの用紙を使用してください

※ 両面コピー不可

片面コピーで提出してください

※別紙添付の場合でも当用紙は氏名・該当箇所✓を記入し、必ず提出してください。

固人用)

(法人用)

駐車場の賃貸借契約書
が不要の場合

（ただし、車検証の使用者
住所が医療施設と同じ場合
を除く）

指定の文言を申請書の備考欄に記入してください。

「該当なし」の場合

☐に✓を記入のうえ、Q & A を参照し、不明な点があれば、都医へご連絡ください

次項参照

5. 申請車両保管場所の確認書類

(補足) 駐車場の賃貸借契約書が**必要**の場合の提出書類

※いずれもA4サイズ用紙にコピー
※両面印刷は不可です

■申請車両の賃貸借契約書のコピー

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

貸借人	氏名	印
貸借人	氏名	印
貸借人	氏名	印
貸借人	氏名	印

1 場所 (駐車場の名称)

2 駐車台数

3 車両

4 賃借料

5 期 間

6 特約事項

7 特約事項

8 解 約

9 敷 金

10 其 他

または

駐車場を借りていることが分かる書類を提出してください。

※賃貸借契約書に記載されている契約期間が過去の日付になっているが、自動更新している場合は、その旨を賃貸借契約書（コピー）の余白に記入してください。

例「自動更新しています。」

※賃貸借契約書に車両番号が記載されている場合、申請車両と一致している必要があります。車両が変更になっている場合は、その旨余白に記入してください。

例「車両番号は〇〇に変更しています。」

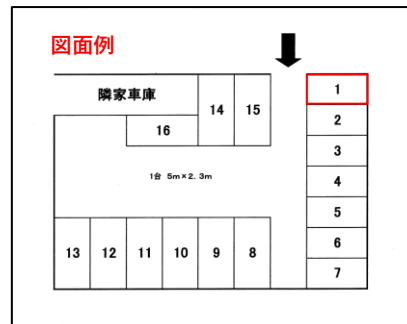
医療施設の敷地内などで賃貸借契約書がない場合
下記2点の書類を提出ください

①駐車場の場所を示す地図（自作不可）



当該医療機関、
駐車場の所在地に
印を付けてください

②医療施設の駐車場と確認できる図面や写真等



※当該駐車区画に
印を付けてください



※車両番号や（敷地内の場合は）
建物看板等が映るように撮影ください

5. 申請車両保管場所の確認書類 Q & A

No.	質 問 内 容	回 答
1	「該当なし」の場合について	内容により、申請できる場合があります。以下の書類（A4サイズ）を提出ください。 ※審査の結果、書類内容によっては、許可されない場合もあります。 ≪使用者の氏名又は名称が選択肢に当てはまらない≫ ①原則とは異なる名義で申請する必要がある理由を明記した説明書 ②車検証の「使用者」が、申請者が緊急往診で申請車両を使用することを認めている旨の書面 ≪使用の本拠の位置が選択肢に当てはまらない≫ 以下3点をまとめた説明書 （1）車検証「使用の本拠の位置」が医療施設・自宅のいずれでもない理由 （2）申請車両を通勤に使用しているか？ （3）緊急往診時、どのように対応するのか？ ※ 追加で必要な書類の提出をお願いする場合があります。
2	なぜ、駐車場の確認書類が必要なのか？	標章を不正に（駐車場代わりに）使用されないために、勤務先・自宅とも駐車場が確保されていることを確認するためです。
3	コインパーキングを利用しているが、申請できるか？	コインパーキングは駐車場所が確保できているとは証明できないため、申請できません。
4	医療施設の敷地内に駐車している場合など、駐車場の賃貸借契約書が無い場合、駐車場の地図は自作でも良いか？	不可です。 駐車場の賃貸借契約書が無い場合、自作の地図・略図で申請車両保管場所の確認書類とすることは不可です。 既成の周辺地図（ネット地図のプリントアウトも可）のコピーに、当該駐車場の所在地に印をしたもの（A4サイズ）と、申請車両が駐車している写真や建物図面など、その場所に申請車両の駐車スペースがあることが、明確に分かる資料（A4サイズ）を添付してください。

5. 申請車両保管場所の確認書類 Q & A

No.	質問内容	回答
5	賃貸借契約書の契約期間が過去の日付になっているが、契約は自動更新している。申請できるか？	可能です。 賃貸借契約書の契約期間が過去の日付だが、自動更新している場合は、その旨を <u>賃貸借契約書コピーの余白に記載</u> してください。記入例「 自動更新しています。 」
6	賃貸借契約書に記載されている契約車両は契約当時のもので、現在は車両を変更している。申請できるか？	可能です。 車両を変更している場合は、その旨を <u>賃貸借契約書コピーの余白に記載</u> してください。 記入例「 車両番号は 品川 000 あ 0000 に変更しています。 」
7	知人等に駐車場所を借りていて、賃貸借契約書は無いが、必要な書類は何か？	以下3点の書類が必要です。 ①駐車場所を示す地図（自作不可） ②その場所に申請車両を停めていることが確認できる書類（写真や図面など） ③ 駐車場所の貸主が、申請車両を駐車することを許可している旨の書面 （A4サイズ、過去に提出した書面のコピーは不可） 記入例「私は、〇〇区〇〇町〇〇番地に、申請者〇〇〇〇が申請車両（品川000あ0000）を駐車することを許可しております。 〇年〇月〇日 住所〇〇区〇〇町〇〇番地 氏名〇〇〇〇」
8	車検証「使用の本拠の位置」が、実際に本拠としている場所と異なる場合、申請できるか？ （例：「使用車の氏名又は名称」＝申請する医療機関名 「使用の本拠の位置」＝同法人の別医療機関住所）	実際の「使用の本拠の位置」と異なる場合、申請できません。 車検証の「使用の本拠の位置」を変更してから申請ください。

6. 緊急往診の実績一覧（申請時から過去1年分）

申請書	車両) 番号	第	号
	場所の確認	別添「駐車場の所在地、略図」のとおり	
申請の理由	都内における緊急往診のため		
医師免許等	医籍登録番号	第	号
	診 療 科 目		
	緊急往診の実績	無	有
現在の標章	発 行 番 号		
	有 効 期 限		

緊急往診の実績一覧（申請時から過去1年分） 枚数

- ・緊急往診の実績がある場合は、当該往診の年月日、当該往診場所（〇〇〇〇〇〇市）及び往診内容を記載してください。
- ・都外での往診や、緊急性の無い内容を記載しないでください。
- ・緊急性分かるように記入してください。

[illegible]

■過去1年の間で、緊急往診の実績が有る場合

- ・申請書「緊急往診の実績」の有に○を付けてください
- ・「緊急往診の実績一覧（過去1年分）」に必要事項を記入し添付してください

※用紙について

「申請者名」「往診年月日」、「往診場所」、「往診内容」が記載されていれば、他の用紙（A4サイズ・片面）でも提出可能です。

「過去1年」の期間 = 申請時から過去1年前まで

「往診場所」について
東京都以外の住所を記載しないでください
(神奈川県・埼玉県・千葉県等は記載不可)

個人情報に当たりますので、番地や個人名は記載しないでください（〇〇区〇〇町のみ記載）

「往診内容」について
緊急性の無い内容を記載しないでください
例年、「診察」「食欲不振」「血圧測定」など、それだけでは緊急と判断できない記述が見られます

氏名も忘れずに！

記入例：

緊急往診の実績（過去1年分）

[illegible]

■過去1年の間で、緊急往診の実績が無い場合

- ・ 申請書「緊急往診の実績」の無に○を付けてください
- ・ 緊急往診の実績一覧の用紙は添付する必要はありません

申請車両等	登録(車両)番号	第	号
	保管場所の確認	別添「駐車場等の所在地、地図」のとおり	
申請の理由	都内における緊急登録のため		
医師免許等	医師登録番号	第	号
	診療科目		
	緊急出診の実績	無 有 別添のとおり(過去1年のもの)	
現在の印章	発行番号		
	有効期限		

6. 緊急往診の実績一覧 Q&A

No.	質 問 内 容	回 答
1	実績一覧には医療機関としての実績を書くのか？	医療機関としての実績ではなく、申請者個人の往診実績をご記入ください。
2	複数名で申請する場合、1枚にまとめてもよいか。	複数名で申請する場合も、1名につき1部ずつ実績一覧をご記入ください。

7. よくあるご質問

※医師会経由で申請する場合（直接警視庁へ申請する場合は提出書類が異なります）

① 1台に対して複数名申請したい場合



同じ医療機関に所属する医師で、1台の車を緊急車両として共有使用する際は、以下書類を提出ください。

提出書類	部数
①申請書	1名につき1部
②車検証のコピー	1台分を1部（共通）
③運転免許証のコピー	1名につき1部
④医療施設の開設届控えのコピー	同医療機関分 ・医療施設の名称／住所が確認できるもの（共通で1部） ・各申請者の在職が確認できるもの
⑤駐車場の確認書類	共通の内容の場合は1部 申請者によって状況が異なる場合は1名につき1部
⑥緊急往診の実績一覧（ある場合）	1名につき1部

② 医師に代わって看護師が代理運転したい場合



申請者が運転免許証を所有していない場合、代理運転の申請が可能です。代理の運転者は、申請者の医療施設の看護師で、緊急往診時に医師に同行する者のみとなります。**※看護師以外は不可**です。

提出書類	部数
①申請書	医師本人分を1部 （代理運転者の申請書は不要） ※備考欄に、「 代理運転の申請 」と記入してください
②車検証のコピー	1部
③運転免許証のコピー	代理運転する看護師の運転免許証コピーを1部
④医療施設の開設届控えのコピー	同医療機関分 ・医療施設の名称／住所が確認できるもの（共通で1部） ・申請者（医師）の在職が確認できるもの ・代理運転者（看護師）の在職が確認できるもの
⑤駐車場の確認書類	1部（ 右上の申請者氏名には医師本人の氏名を記入 ）
⑥緊急往診の実績一覧（ある場合）	1部（ 右上の申請者氏名には医師本人の氏名を記入 ）

7. よくあるご質問

③「開設届（開設許可書）控え」以外で証明となる書類は？

証明となる公的書類（例） ①医療施設名称、②医療施設住所、③申請者名が確認できる
公的書類（行政等が発行、確認印を押している書類）を提出いただきます

開設届

開設届の
変更届

履歴事項
全部証明書

指定通知書

※「指定の期間の末日」が「令和7（平成37）年
1月1日以降であるもの」を添付ください

組み合わせる場合（例）

1枚の書類で①医療施設名称、②医療施設住所、③申請者名が
確認できない場合、書類を組み合わせ提出してください

開設届



在職
証明書

- ① 医療施設名称
- ② 医療施設住所

③ 申請者名
※開設届で在職
が証明されてい
る方が証明者と
なる必要あり

指定通知書



在職
証明書

- ① 医療施設名称
- ② 医療施設住所

③ 申請者名
※指定通知書で在
職が証明されてい
る方が証明者と
なる必要あり



申請者本人が証明者となり、
本人を証明している在職証
明書は使用不可です

8. 提出時の確認

提出の前に「申請書類のチェックポイント」（別紙）により、不備が無いことを確認してください

「申請書類のチェックポイント」(別紙)

駐車禁止等除外標章（緊急往診専用）申請書類のチェックポイント（申請者用）

地区医師会へ提出する前に必ず下記についてご確認ください。

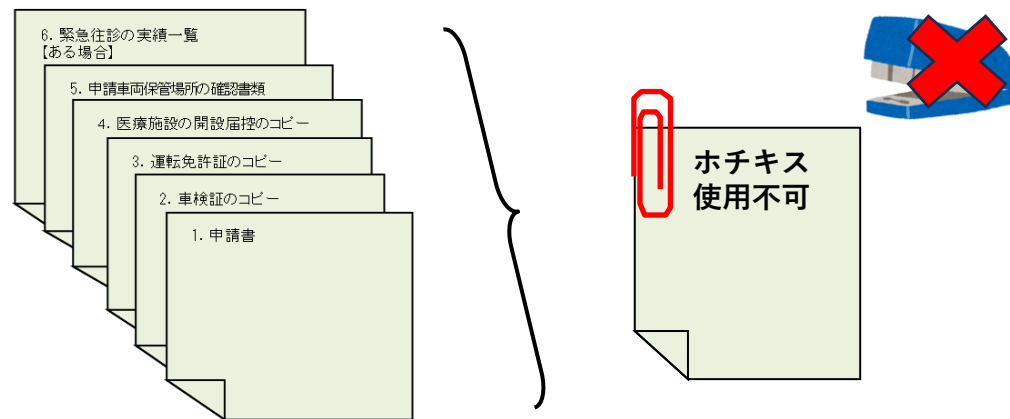
提出後に不備が判明した場合は、不備が判るまで地区医師会単位で申請は停止し、地区医師会全体での対応が求められるようになります。標章が円滑に交付されるよう、申請書類の確認をお願いいたします。

① 申請書の確認

①記入漏れは厳禁です。

②提出物の住所は、原則同一施設として記入する。
（提出物の住所が別施設にある場合は、申請書の住所欄に記入してください。）

③申請書は「①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、㉿、㏀、㏁、㏂、㏃、㏄、㏅、㏆、㏇、㏈、㏉、㏊、㏋、㏌、㏍、㏎、㏏、㏐、㏑、㏒、㏓、㏔、㏕、㏖、㏗、㏘、㏙、㏚、㏛、㏜、㏝、㏞、㏟、㏠、㏡、㏢、㏣、㏤、㏥、㏦、㏧、㏨、㏩、㏪、㏫、㏬、㏭、㏮、㏯、㏰、㏱、㏲、㏳、㏴、㏵、㏶、㏷、㏸、㏹、㏺、㏻、㏼、㏽、㏾、㏿、㐀、㐁、㐂、㐃、㐄、㐅、㐆、㐇、㐈、㐉、㐊、㐋、㐌、㐍、㐎、㐏、㐐、㐑、㐒、㐓、㐔、㐕、㐖、㐗、㐘、㐙、㐚、㐛、㐜、㐝、㐞、㐟、㐠、㐡、㐢、㐣、㐤、㐥、㐦、㐧、㐨、㐩、㐪、㐫、㐬、㐭、㐮、㐯、㐰、㐱、㐲、㐳、㐴、㐵、㐶、㐷、㐸、㐹、㐺、㐻、㐼、㐽、㐾、㐿、㑀、㑁、㑂、㑃、㑄、㑅、㑆、㑇、㑈、㑉、㑊、㑋、㑌、㑍、㑎、㑏、㑐、㑑、㑒、㑓、㑔、㑕、㑖、㑗、㑘、㑙、㑚、㑛、㑜、㑝、㑞、㑟、㑠、㑡、㑢、㑣、㑤、㑥、㑦、㑧、㑨、㑩、㑪、㑫、㑬、㑭、㑮、㑯、㑰、㑱、㑲、㑳、㑴、㑵、㑶、㑷、㑸、㑹、㑺、㑻、㑼、㑽、㑾、㑿、㒀、㒁、㒂、㒃、㒄、㒅、㒆、㒇、㒈、㒉、㒊、㒋、㒌、㒍、㒎、㒏、㒐、㒑、㒒、㒓、㒔、㒕、㒖、㒗、㒘、㒙、㒚、㒛、㒜、㒝、㒞、㒟、㒠、㒡、㒢、㒣、㒤、㒥、㒦、㒧、㒨、㒩、㒪、㒫、㒬、㒭、㒮、㒯、㒰、㒱、㒲、㒳、㒴、㒵、㒶、㒷、㒸、㒹、㒺、㒻、㒼、㒽、㒾、㒿、㓀、㓁、㓂、㓃、㓄、㓅、㓆、㓇、㓈、㓉、㓊、㓋、㓌、㓍、㓎、㓏、㓐、㓑、㓒、㓓、㓔、㓕、㓖、㓗、㓘、㓙、㓚、㓛、㓜、㓝、㓞、㓟、㓠、㓡、㓢、㓣、㓤、㓥、㓦、㓧、㓨、㓩、㓪、㓫、㓬、㓭、㓮、㓯、㓰、㓱、㓲、㓳、㓴、㓵、㓶、㓷、㓸、㓹、㓺、㓻、㓼、㓽、㓾、㓿、㔀、㔁、㔂、㔃、㔄、㔅、㔆、㔇、㔈、㔉、㔊、㔋、㔌、㔍、㔎、㔏、㔐、㔑、㔒、㔓、㔔、㔕、㔖、㔗、㔘、㔙、㔚、㔛、㔜、㔝、㔞、㔟、㔠、㔡、㔢、㔣、㔤、㔥、㔦、㔧、㔨、㔩、㔪、㔫、㔬、㔭、㔮、㔯、㔰、㔱、㔲、㔳、㔴、㔵、㔶、㔷、㔸、㔹、㔺、㔻、㔼、㔽、㔾、㔿、㕀、㕁、㕂、㕃、㕄、㕅、㕆、㕇、㕈、㕉、㕊、㕋、㕌、㕍、㕎、㕏、㕐、㕑、㕒、㕓、㕔、㕕、㕖、㕗、㕘、㕙、㕚、㕛、㕜、㕝、㕞、㕟、㕠、㕡、㕢、㕣、㕤、㕥、㕦、㕧、㕨、㕩、㕪、㕫、㕬、㕭、㕮、㕯、㕰、㕱、㕲、㕳、㕴、㕵、㕶、㕷、㕸、㕹、㕺、㕻、㕼、㕽、㕾、㕿、㖀、㖁、㖂、㖃、㖄、㖅、㖆、㖇、㖈、㖉、㖊、㖋、㖌、㖍、㖎、㖏、㖐、㖑、㖒、㖓、㖔、㖕、㖖、㖗、㖘、㖙、㖚、㖛、㖜、㖝、㖞、㖟、㖠、㖡、㖢、㖣、㖤、㖥、㖦、㖧、㖨、㖩、㖪、㖫、㖬、㖭、㖮、㖯、㖰、㖱、㖲、㖳、㖴、㖵、㖶、㖷、㖸、㖹、㖺、㖻、㖼、㖽、㖾、㖿、㗀、㗁、㗂、㗃、㗄、㗅、㗆、㗇、㗈、㗉、㗊、㗋、㗌、㗍、㗎、㗏、㗐、㗑、㗒、㗓、㗔、㗕、㗖、㗗、㗘、㗙、㗚、㗛、㗜、㗝、㗞、㗟、㗠、㗡、㗢、㗣、㗤、㗥、㗦、㗧、㗨、㗩、㗪、㗫、㗬、㗭、㗮、㗯、㗰、㗱、㗲、㗳、㗴、㗵、㗶、㗷、㗸、㗹、㗺、㗻、㗼、㗽、㗾、㗿、㘀、㘁、㘂、㘃、㘄、㘅、㘆、㘇、㘈、㘉、㘊、㘋、㘌、㘍、㘎、㘏、㘐、㘑、㘒、㘓、㘔、㘕、㘖、㘗、㘘、㘙、㘚、㘛、㘜、㘝、㘞、㘟、㘠、㘡、㘢、㘣、㘤、㘥、㘦、㘧、㘨、㘩、㘪、㘫、㘬、㘭、㘮、㘯、㘰、㘱、㘲、㘳、㘴、㘵、㘶、㘷、㘸、㘹、㘺、㘻、㘼、㘽、㘾、㘿、㙀、㙁、㙂、㙃、㙄、㙅、㙆、㙇、㙈、㙉、㙊、㙋、㙌、㙍、㙎、㙏、㙐、㙑、㙒、㙓、㙔、㙕、㙖、㙗、㙘、㙙、㙚、㙛、㙜、㙝、㙞、㙟、㙠、㙡、㙢、㙣、㙤、㙥、㙦、㙧、㙨、㙩、㙪、㙫、㙬、㙭、㙮、㙯、㙰、㙱、㙲、㙳、㙴、㙵、㙶、㙷、㙸、㙹、㙺、㙻、㙼、㙽、㙾、㙿、㚀、㚁、㚂、㚃、㚄、㚅、㚆、㚇、㚈、㚉、㚊、㚋、㚌、㚍、㚎、㚏、㚐、㚑、㚒、㚓、㚔、㚕、㚖、㚗、㚘、㚙、㚚、㚛、㚜、㚝、㚞、㚟、㚠、㚡、㚢、㚣、㚤、㚥、㚦、㚧、㚨、㚩、㚪、㚫、㚬、㚭、㚮、㚯、㚰、㚱、㚲、㚳、㚴、㚵、㚶、㚷、㚸、㚹、㚺、㚻、㚼、㚽、㚾、㚿、㜀、㜁、㜂、㜃、㜄、㜅、㜆、㜇、㜈、㜉、㜊、㜋、㜌、㜍、㜎、㜏、㜐、㜑、㜒、㜓、㜔、㜕、㜖、㜗、㜘、㜙、㜚、㜛、㜜、㜝、㜞、㜟、㜠、㜡、㜢、㜣、㜤、㜥、㜦、㜧、㜨、㜩、㜪、㜫、㜬、㜭、㜮、㜯、㜰、㜱、㜲、㜳、㜴、㜵、㜶、㜷、㜸、㜹、㜺、㜻、㜼、㜽、㜾、㜿、㝀、㝁、㝂、㝃、㝄、㝅、㝆、㝇、㝈、㝉、㝊、㝋、㝌、㝍、㝎、㝏、㝐、㝑、㝒、㝓、㝔、㝕、㝖、㝗、㝘、㝙、㝚、㝛、㝜、㝝、㝞、㝟、㝠、㝡、㝢、㝣、㝤、㝥、㝦、㝧、㝨、㝩、㝪、㝫、㝬、㝭、㝮、㝯、㝰、㝱、㝲、㝳、㝴、㝵、㝶、㝷、㝸、㝹、㝺、㝻、㝼、㝽、㝾、㝿、㞀、㞁、㞂、㞃、㞄、㞅、㞆、㞇、㞈、㞉、㞊、㞋、



- 書類の順番を以下のとおり揃え、クリップで留めてください
■書類はA4サイズ用紙に統一、両面コピーは不可です
■各書類は読み取れる濃さで印刷してください



氏名や医療施設名等の記入漏れが多くなっています
不備がございますと
標章の交付が遅れる可能性がございますので、
提出前に必ず抜け・漏れがないかご確認ください